

【 台風18号に伴う問合せ先一覧 】

H25.9.25 南区役所

	内 容	電話番号
ごみ処理	災害に伴うごみに関する問合せ ※ 破損した家財道具等を廃棄物としてクリーンセンターに持込む場合、処理手数料が全額免除されます。	南エコまちステーション 366-0188
床下・上浸水消毒処理	消毒薬の提供と噴霧器の貸出しを行っております。	南保健センター 衛生課 681-3578
り災証明、災害見舞金	<p>〔全壊：住居全体の床面積のうち70%以上が損壊 半壊：“” 20%以上70%未満の損壊〕</p> <p>※ 被害状況がわかる写真を撮っておいてほしい。 ※ 区役所から現地確認を行い災害を証明する。 ※ り災証明は、全・半壊、床上浸水等各種見舞金交付制度の対象となる程度の災害を証明するもの。</p>	地域力推進室総務・防災担当 681-3439
住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明の手数料の免除	住宅修復資金等の貸付申請を目的とする請求は、手数料が免除される場合があります。 ※区役所地域力推進室が発行する「り災証明書」が必要。	市 民 窓 口 課 681-3632
税の減免	<p>●床上浸水被害は、固定資産税及び住民税が減免される場合があります。 ●軽自動車の損害は、軽自動車税が減免される場合があります。 ※区役所地域力推進室が発行する「り災証明書」が必要。</p>	固定資産税課 681-3469 市民税課（住民税） 681-3493 市民税課（軽自動車税） 681-3492
介護保険料、介護サービスの利用料の減免	損害割合に応じ減免される場合があります。 ※区役所地域力推進室が発行する「り災証明書」が必要。	福 祉 介 護 課 681-3296
保育所保育料の減免	減免される場合があります。	支援課 支援第一担当 681-3281
障害福祉サービス利用者負担の軽減	利用者負担が軽減される場合があります。	支援課 支援第二担当 681-3282
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免	損害割合に応じて減免される場合があります。 ※区役所地域力推進室が発行する「り災証明書」が必要。	保険年金課 資格担当 681-3328
国民年金保険料の免除	居住する家屋等の財産が50%以上の損害を受けた方は、減免される場合があります。 ※区役所地域力推進室が発行する「り災証明書」が必要。	保険年金課 保険給付・年金担当 681-3357
市営地下鉄・バス運行状況	市営地下鉄・バスの運行状況の確認	京都市交通局 バス：自動車部運輸課 863-5123 地下鉄：高速鉄道部運輸課 863-5223
市政広報板	破損等	地域力推進室まちづくり推進担当 681-3417

※その他台風被害についての問合せ先は、地域力推進室総務・防災担当（電話681-3439）